

事故関係の報告について

報告対象施設：市立保育園・認定こども園、私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業施設、認可外保育施設、
病児・病後児保育事業、地域子育て支援センター、一時預かり保育事業

	報告対象	報告書様式	報告方法	報告先
1 事故報告	医療機関の受診を伴うすべての事故	—	電子申請による報告 (詳細は電子申請方法参照) ※重大事故・重大事故等の 場合、電話で区へ第一報を 入れた後、電子申請	電子申請フォーム入力・回答 ⇒ 自動で区・幼保支援課へ 送信 ※重大事故・重大事故等の場合、 ①区役所(電話) ②電子申請
2 園児置き去り・ 見失い等の報告	・送迎バスや園外保育等での園児の置き去り ・園外への飛び出しや園外保育、散歩等における 園児の見失い ・上記と類似の状況	教育・保育施設等 事故報告書(Ver.4)	①電話で区へ第一報 ②メール送信	①区役所(電話) ②区役所および幼保支援課 (メール)
3 危機事象報告	「1 事故報告」に該当しない事案のうち、 危機的な状況を招いたもの または その可能性のあったもの <例> ・ケガ人はいないが通園バスが事故を 起こした ・けいれんを起こし救急搬送 ・薬品が混ざってガス発生 等	危機事象 発生状況報告書	①電話で区へ第一報 ②メール送信	①区役所(電話) ②区役所(メール)

※1 事故報告の電子申請は、以下 URL または二次元コードより申請フォームへアクセスしてください。

<https://42afd41c.form.kintoneapp.com/public/0129c27be52f42669961f5cd7088be2d8c9186f81ebcfcbda22b740d7f15875b>



※【重大事故及び園児置き去り等とは】

国が示した基準	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故 ・意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
県追加基準	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設内で生じた犯罪行為(警察・消防等他の機関が関わったもの) ・建物等の損傷を伴う事故(軽微なものを除く) ・児童福祉施設等内で生じた報道発表(取材による報道を含む) ・<u>送迎バスや園外保育等での園児の置き去り</u> ・<u>園外への飛び出しや園外保育、散歩等における園児の見失い</u> ・<u>上記と類似の状況</u>

<報告先>

区	TEL(直通)	FAX	E-mail
北	025-387-1335	025-387-1020	kenko.n@city.niigata.lg.jp
東	025-250-2330	025-273-0177	kenko.e@city.niigata.lg.jp
中央	025-223-7230	025-223-7151	kenko.c@city.niigata.lg.jp
江南	025-382-4353	025-381-1203	kenko.k@city.niigata.lg.jp
秋葉	0250-25-5615	0250-22-8250	kenko.a@city.niigata.lg.jp
南	025-372-6369	025-372-4033	kenko.s@city.niigata.lg.jp
西	025-264-7340	025-269-1670	kenko.w@city.niigata.lg.jp
西蒲	0256-72-8369	0256-72-3133	kenko.nsk@city.niigata.lg.jp
幼保支援課	025-226-1216	025-228-2197	yohoshien@city.niigata.lg.jp